

令和元年（2019 年）6 月 2 0 日  
長野県林務部 森林づくり推進課

## 公募型プロポーザル方式（技術者評価型）に係る手続開始の掲示について

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

この公募型プロポーザル方式（技術者評価型）にかかる手続は、当掲示によるほか、長野県公募型プロポーザル方式（技術者評価型）試行要領（最終改正 平成 31 年 3 月 29 日付け 30 建政技第 361 号）及び長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取り扱い要領（最終改正 平成 31 年 3 月 29 日付け 30 建政技第 362 号）に示すとおりです。

### 1 業務の概要

- (1) 業務名 令和元年度 山地災害危険地区の優先度判定業務  
佐久・上田地域振興局管内

### (2) 業務の目的

本業務は、山地災害危険地区について、災害履歴、荒廃状況、森林現況、保全対象（要配慮者利用施設、人家、公共施設等）の重要度、危険度判定ランク、既存施設、現地調査結果等を総合的に勘案した、優先順位付けを行うものである。

また、優先順位の高い崩壊土砂流出危険地区について、現地調査を実施し、災害発生源及び保全対象区域を明記した防災マップを作成するものである。

### (3) 業務内容

上記(2)「業務の目的」を達成するために、業務内容は以下のア～エに掲げた項目とする。各項目の実施方法は、項目ごとに記述した内容を標準とするが、それによらないことも可とする。

#### ア 山地災害危険地区の優先度判定

県が貸与する資料（※(6)貸与物品等参照）及び受注者が自ら収集した資料の評価・解析を行い、優先度判定に使用する因子を選択し、総合的に勘案して、危険地区の優先度を判定する。

#### イ 有識者による評価

受注者が自ら選定した評価因子、評価方法について、有識者の意見を聞き、評価に反映させる。（有識者を加えた検討委員会の開催等）

#### ウ 現地調査

上記①②で順位付けされた山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区）のうち、地域振興局毎に上位 30 箇所（合計 2×30=60 箇所）について、評価因子の確認のため現地調査を実施する。

現地調査では、災害の発生源となるゼロ次谷付近における表土層厚を受注者が提

案する手法により測定し、その結果を踏まえた土石流シミュレーション等を行い、保全対象区域を設定する。

エ 防災マップの作成

現地調査を実施した 60 箇所について、詳細地形図（C S 立体図等）・航空写真（オルソ画像）を整備し、災害発生源となるゼロ次谷、調査結果に基づき設定された保全対象区域、林況調査による過密林分・過疎林分、既存施設、避難場所等を明記した、防災マップを作成する。

(4) 技術提案を求める具体的内容

ア 山地災害危険地区の優先度判定

危険地区の危険度を判定するための因子、評価表法及び優先順位の決定手法について

イ 現地調査における土壌深さの測定

災害発生源となるゼロ次谷における表土厚（土壌深さ）の測定方法について

ウ 防災マップの作成

災害発生源及び上記調査結果を踏まえ設定された保全対象区域を明記した防災マップの作成について

(5) 履行期限 令和 2 年 3 月 1 0 日

(6) 業務実施上の要件

ア 貸与物品等

(ア) 地形解析業務成果品（C S 立体図、赤色立体図）PDF ファイル

(イ) 森林情報解析業務成果品（要整備森林検討図、荒廃状況図等）GIS データ

(ウ) 治山施設（治山ダム）位置図 GIS データ

(エ) 山地災害危険地区調査表及び位置図 GIS データ

(7) 成果品

ア 調査報告書（A 4 判製本）：1 部

イ 調査報告書（A 4 判製本）佐久、上田地域振興局毎：各 1 部

ウ 山地災害危険地区の優先度整理表 1 式（様式任意）2 部

エ 現地調査結果とりまとめ表 1 式（様式任意）2 部

オ 防災マップ 1 式（様式任意）2 部

エ その他監督員が指示するもの

(8) 業務予算額 29, 000 千円（上限額）

2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

- (1) 長野県建設コンサルタント等の業務の入札参加資格のうち、建設コンサルタント（森林土木）を有する者であること。

- (2) 建設コンサルタント業務について、建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日告示第 717 号。以下同じ）に基づく登録のある者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 57 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (5) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日 22 建政技第 337 号、以下「入札参加停止措置要領」という。）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 県発注の他の対象業務において、委託契約約款第 17 条に基づく「設計図書と業務内容が一致しない場合の修補の請求」を受けていない者であること。
- (7) 県発注の他の対象業務において、長野県建設工事等検査要綱（平成 15 年 4 月 1 日会検第 1 号）第 9 条第 3 項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。
- (8) 県発注の他の対象業務において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該業務の完了期限経過後委託契約約款第 31 条に基づく業務完了の検査を完了していない者でないこと。
- (9) 県発注の他の対象業務の入札において、同種業務の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (10) 治山事業にかかる設計又は調査業務の実績を有していること。※「同種業務の実績」とは、公共機関等から発注された業務を元請けし、平成 16 年 4 月 1 日から公告日の前日までに完了した業務が該当します。
- (11) 当該業務の実施体制
  - ア 配置予定管理技術者は、技術士 森林部門（森林土木）、認定技術管理者（森林土木部門）、RCCM 森林土木部門のいずれかの資格を有すること。照査技術者は、技術士 森林部門（森林土木）、認定技術管理者（森林土木部門）、RCCM 森林土木部門のいずれかを配置できること（管理技術者と兼務不可）
  - イ 委託の主要部について、再委託または技術協力が無いこと。
- (12) 県発注の他の対象業務の入札において、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退により、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (13) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (14) 実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがある。

なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。

  - ア 人的関係のある会社（常勤・非常勤を問わない。ただし、①については会社の一方

が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。)

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。

イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（総株主の議決権の過半数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。）

ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社

エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社

オ 事業協同組合とその構成員

(15) 滞納している県税等徴収金がないこと。

(16) 「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱い要領」により、参加表明書とともに資格認定申請を行い、上記（1）から（15）の要件を満たしたと認められた者は、参加することができる。

### 3 参加表明書の作成・提出に係る事項

(1) 参加表明書の作成様式

様式2号による。

(2) 参加要件資料の作成様式

様式3号による。

(3) 参加要件資料記載上の留意事項

ア 登録状況

建設コンサルタント登録規程その他の登録規定に基づく登録状況を記載すること。

イ 保有する技術職員の状況（専門分野職員の状況）

(ア) 専門分野は、業務内容に応じて必要な分野を適宜設定すること。

(イ) 資格は、技術士、認定技術管理者、RCCMとする。

(ウ) 1人の職員が2以上の専門分野に従事する場合は、主たる専門分野のみに記載し、重複記入をしないこと。

(エ) 専門分野別技術職員数は、通算経験年数10年未満、10年以上に分けて記入すること。

ウ 同種または類似の業務の実績

(ア) 会社としての実績とし、記載件数は3件以内とする。

(イ) 掲示の日から過去15年以内に完成した業務を対象とする。

(ウ) 「業務実施に当たり特に配慮した技術的事項」については、掲示した対象業務において求めている技術的事項を中心に記載すること。

エ 当該業務の実施体制

(ア) 配置予定の技術者について記載すること。

- (イ) 再委託または技術協力等の予定がある場合は記載すること。
- エ 建設コンサルタント等の登録状況、保有する技術職員の状況、同種または類似の実績については、これを証する契約書、登録通知及び資格者証等の写しを添付すること。
- オ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (4) 担当事務所・問い合わせ先  
〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県林務部森林づくり推進課治山係 担当者 丸山基久  
電話 026-235-7271 (直通)  
ファックス 026-234-0330
- (5) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法  
ア 提出期限 令和元年7月1日(月)  
(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)  
イ 提出場所 3(4)に同じ。  
ウ 提出方法 持参または郵送とします。  
郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。  
ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限りします。
- (6) 技術提案書の提出者を選定するための基準  
技術提案書の提出者は、次の基準に基づいて審査・選定されます。  
なお、技術提案書提出選定者名は、契約締結後、公表するものとします。

審査項目	審査事項	審査の視点
1 登録状況	・建設コンサルタント等登録状況	・登録されているか
2 技術職員の状況 (専門分野別)	・当該業務の実施に必要な専門分野の技術職員の在籍状況	・有資格の職員はいるか ・有資格職員の経験は豊富か
3 同種又は類似の業務の実績(会社)	・同種又は類似業務の内容	・当該業務の内容に近い業務の実績があるか
4 配置予定の技術者	・配置予定技術者の状況	・配置予定者がいるか

5 再委託又は技術協力の予定	・再委託の内容	・再委託する業務の内容は適正か(当該業務の主要部分を再委託することにならないか) ・再委託先の選択は適正か
	・技術協力の内容	・技術協力を求める業務の内容は適正か(最先端の技術であるなど、技術協力を求めることに妥当性があるか) ・技術協力を求める先の選定は適切か

(7) 非該当理由に関する事項

ア 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、該当しなかった旨とその理由（非該当理由）を書面により、長野県森林づくり推進課長から通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日（長野県の休日を定める条例（平成元年条例第5号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を含めない。）以内に、書面（書式自由）により、長野県森林づくり推進課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含めない。）以内に書面により行います。

エ 非該当理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

(ア) 受付場所 3(4)に同じ。

(イ) 受付時間 午前9時から午後5時まで。（休日を含めない。）

(ウ) 受付方法 原則としてFAX（回答を受ける担当者名、電話番号及びFAX番号を併記すること）とします。なお、到達したことを電話で3(4)の担当者を確認してください。

(エ) 回答方法 原則としてFAXによる。

(8) その他の留意事項

ア 技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加表明書の提出をした業者名（参加要件資料審査結果表）は、契約締結後、公表するものとします。

4 技術提案書の作成・提出に係る事項

(1) 技術提案書の作成様式

様式7号による。

(2) 技術資料の作成様式

様式8号による。

(3) 技術提案書記載上の留意事項

ア 配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況等

(ア) 主な業務経歴は掲示の日の前日から過去5年以内に完成した業務とする。

(イ) 委員会、学会活動等は、現在及び過去3年間の実績を記入すること。

(ウ) プロポーザル方式による本業務以外で、予定技術者として特定された業務がある場合は、手持ちの業務の記載対象とし業務名の後に「特定済」と記載すること。

(エ) 他の企業等に所属するものを担当技術者とする場合は企業名等も記載すること。

イ 技術者動員計画

(ア) 必要に応じて、内訳のさらに詳細な提示を求めることがあります。

(イ) 費用の積算にあたっては労務単価等、県が公表している価格についてはこれを使用すること。

ウ 技術提案

技術提案は簡潔に記載すること。

エ 配置予定の技術者の資格、主な業務経歴、同種又は類似の業務の実績については、これを証する契約書、資格証等の写しを添付すること。

オ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 不明の点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付期間 掲示の日から令和元年6月25日(火)まで。

(受付時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。)

ウ 受付方法 FAXまたはメール等とします。

エ 回答方法 長野県ホームページに掲載します。

(最終回答日：令和元年6月27日(木))

(5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和元年7月12日(金)

(提出時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。)

イ 提出場所 3(4)に同じ。

ウ 提出部数 1部

エ 提出方法 持参または郵送とします。郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限りします。

オ その他 提出後の技術提案書の差し替え及び再提出は認めません。技術提案書の補足説明資料がある場合は、ヒアリング時に提出することができます。

(6) 技術提案書のヒアリングに関する事項

- ア 予定日 令和元年7月18日(木) (変更の場合があります。)
- イ 場所 長野合同庁舎南庁舎901号会議室を予定
- ウ 時間 各社30分程度を予定(提案者の公募数により変更の場合があります。)
- エ その他 プレゼンテーションにより、技術提案の優位性等を説明すること。(なお、プロジェクターは発注者で用意します。パソコン等を使用する場合は、持参すること。)

(7) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書は、次の基準に基づいて特定されます。なお、技術提案書審査結果表(様式9-1)は、契約締結後、公表するものとします。(技術提案書提出者名は特定した者のみ公表)

ただし、技術提案書の審査の結果、提出されたすべての技術提案書の評価結果が次のいずれかに該当する場合は、特定者を選定しません。

- ア 評価点の合計が配点の6割に満たない場合
- イ 評価項目のうち、「技術提案の内容」に関する評価点が配点の6割に満たない場合

評価項目	評価事項		評価の視点(例)
配置予定の技術者の資格等 (30点)	管理技術者 (17点)	資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか
		業務経歴	・豊富な経歴を有しているか
		同種・類似業務の実績	・当該業務の内容に近い業務があるか
		手持ち業務量	・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか
	照査技術者 (5点)	資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか
		業務経歴	・豊富な業務経験を有しているか
		手持ち業務量	・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか
	担当技術者 (8点)	資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか
		同種・類似業務の実績	・当該業務の内容に近い業務があるか
手持ち業務量		・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか	
動員計画及び費用 (15点)	技術者動員計画、費用		・効率的な技術者動員計画(費用)となっており、当該業務を実施するのに妥当なものとなっているか
技術提案の内容 (40点)	技術提案の的確性(15点)		・技術提案を求める具体的な内容に対して的確な提案となっているか



	技術提案の 個別審査 (25点)	山地災害危険地区の優先度判定	・本県の特徴を踏まえた、評価因子の選定及び評価方法とした提案であるか
		現地調査における土壌深さの測定	・現地の土壌深さを効果的かつ効率的に測定できる提案であるか
		防災マップの作成	・現地の特徴や災害発生源、調査結果を踏まえ設定された保全対象区域が把握できる提案であるか
技術者の技術力及び意欲等 (10点)	プレゼンテーションにより、技術力や意欲を判断する	・当該事業を実施するのに必要な技術力や意欲があるか	
費用と技術提案の整合性 (5点)	採点すべき優れた技術提案に加点	・技術提案に優れ、かつ技術者動員計画も技術提案に見合った内容で優れているか	
評価点の合計結果(100点)			

(8) 特定者への通知に関する事項

特定した者に対して、長野県森林づくり推進課長から特定した旨の通知を行い、随意契約を行います。

(9) 非特定理由に関する事項

ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面により、長野県森林づくり推進課長から通知します。

イ 上記アの理由を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日（休日を含めない。）以内に、書面（様式自由）により、長野県森林づくり推進課長に対して非特定理由についての説明を求めることができます。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（休日を含めない。）に書面により行います。

エ 非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

(ア) 受付場所 3(4)に同じ。

(イ) 受付時間 午前9時から午後5時まで。（休日を含めない。）

(ウ) 受付方法 FAXまたはメール等とします。

なお、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(エ) 回答方法 原則としてFAXによる。

(10) その他の留意事項

ア 提出された技術提案書は、返却いたしません。

イ 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

ウ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用しません。

エ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

## 5 その他

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 関連情報を入手するための窓口 3 (4) に同じ
- (3) 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合があります。
- (4) 設計共同体協定書第8条に基づく分担業務額については、契約時に提出を求めます。